

センターさしろ、設立より18カ月

笠間市地域交流センターさしろ（センターさしろ）は、令和3年10月1日に設立以来、早いもので18カ月を過ぎることができました。ひとえに地域の皆様のご支援と感謝しております。

センターさしろは、運営は地区代表によるセンターさしろ運営委員会、財政及び管理は笠間市が行います。

さしろの業務は、従来どおりに

業務内容は、①市民の交流の促進に関する業務、②地域の活性化及び地域活動の促進に関する業務、③地域の健康増進を目的とした施設利用に関する業務、④その他、地域交流センター設置の目的を達成するための業務です。

従来どおり地域活動または市民活動をしている団体（行政区、子供会、スクエアステップ等）が活用できます。申請により、個人でも利用できます。

寺崎公民館との変更点は、地区内の方若しくは地区団体以外の方が利用できます。その場合、利用料が掛かります。営利を目的とした活動をする場合は、市民活動課へ申請し調整していただければ利用することも可能です。

クラブ長→センター長、センター長→笠間市長と2段階の契約を結ぶことにより、減免申請（利用料金を免除）ができます。また、生涯学習の拠点としての公民館から、地域活動の場のセンターとなり飲酒もできます。

地域交流の場としてのセンターさしろですが、施設の老朽化や台風・地震等による自然災害等の損壊により修理不能になった場合は、笠間市としては建て替え工事はせずに、幾つかの他地区との合併もありうるそうです。北部地区には、雨漏りが発生しているセンターもあり、他地区との合併を心配しているセンターもあるようです。センターさしろとしても、他地区に誇れるセンターとして頑張りたいです。そのため、センター活動を盛り上げ、センターさしろは潰せないと言われるようになります。ご協力・ご支援をお願い致します。

クラブ活動の募集

センターさしろでは、年度当初に減免申請をすることによって、センターの利用料金が免除されます。現在は、9つのクラブが活動しています。まだ、活動する部屋と時間帯に余裕がありますので、活動をとおして寺崎地区内の方と触れ合いたいとお思いになられましたら、是非ともご連絡をお願い致します。



笠間市社会福祉協議会

寺崎支部

「しんこう会」だより

第14号



コロナウィルスによる活動自粛、そして・・・

令和4年度は、コロナウィルス感染症に悩まされた1年でした。令和5年1月は寒波とも言うべき寒さとコロナウィルス感染症第8波とが重なり、2つの波に飲み込まれそうでした。3月6日の発表では、感染者が169人でした。猛威と言るべき感染者数に比べると、凄く減少していることが分かります。

新型コロナウィルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために
マスクを着用しましょう

受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時
通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために
マスク着用が効果的です

高齢者 基礎疾患有する方 妊婦
重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従事者がマスクを着用している場合があります

作成:令和5年2月10日

厚生労働省



笠間市社会福祉協議会
寺崎支部

「しんこう会」だより

第14号-2

左表は、マスク着用に対しての厚労省からの呼び掛けです。皆様にはその場に応じた対応をお願いします。周囲にマスクを手放せない人がいます。マスクいじめのないようにしたいものです。

令和4年9月21日に「Withコロナに向けた政策」が発表され、10月11日から全国旅行支援が実施されました。令和5年5月8日から新型コロナウィルスの感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられる予定です。マスクの着用は、屋内外を問わず個人の判断に委ね、着用は個人の主体的判断が尊重されるように、と広報かさまでも周知されました。

新型コロナ感染症で落ち込んでいた経済を回復させるために、様々な政策が施行されています。ここで、忘れてはならないのは、罹患された患者または家族の方への言われなき憎悪・いじめ等が隠れていないかということです。

コロナ差別をしないための広報紙

茨城県・茨城県人権啓発センターは、新型コロナウィルス感染症の感染者や家族および医療従事者への差別を禁止しています。また、法務省・全国人権擁護委員会連合会も「不安を差別につなげちゃいけない」と啓発しています。

2類から5類へ

令和5年5月8日からコロナ感染症の位置付けが、2類から5類へと引き下げられます。コロナを恐れて、過剰な反応になつていなかつたでしょうか。コロナへの正しい知識と最新情報により誹謗・中傷、差別、偏見をなくしましょう。

いじめとは

いじめは、一定の人間関係にある人物が心理的又は物理的影响を与える行為で、被害を受けた人物が心身の苦痛を感じている。つまり、被害者・加害者の間に一定の人間関係があり被害者が苦痛を感じていることです。

人権週間だけではない！

皆様は、人権という言葉をご存じだと思います。英語では *human rights* と言います。人権は、人間の権利、「人が人であることで、生来当然に認められる権利」と言えます。自分の生命・身体・財産等を奪わないで欲しい、傷つけないで欲しいということです。

一人ひとりには人権（生まれたときからもっている自分らしく生きる権利）がある、と考えられているから自由があるのです。いじめは人権問題と考える人もいます。人権週間は12月4日～12月10日までです。「相手の気持ちを考える」「自分がされて嫌なことは、人に言つたりしないこと」が大切だと思います。人権週間にとらわれずに「毎日が人権の日」でありたいものです。

あいさつは大切！

あいさつのよさについて挙げてみます。あいさつは①相手への尊敬の気持ちを表す②社会の常識・世界共通のルール③あいさつで、相手によい印象をもたれ人間関係がよくなる、相手との会話のきっかけとなる、自分や相手の緊張をほぐす等の効果があります。是非すすんであいさつを実行してください。

笠間市社会福祉大会に参加



笠間市社会福祉協議会
寺崎支部

「しんこう会」だより

第14号-3



令和5年2月11日に、笠間市社会福祉大会が4年ぶりに笠間市民会館で開催され、寺崎支部・大井ボランティアが参加しました。林家木久藏氏が「木久藏流 笑うが一番」をテーマに講演しました。以下は一部です。

怒りが過ぎるとよくないのです。本当の幸せは「何気なく生活し何気なく生きる」ことではないでしょうか。

健康が一番、健康のためなら死ねるんですね。健康には笑うことが一番です。気分転換してリラックスしましょう。健康のために笑いましょう。

令和4年度の主な行事

令和4年度は、新型コロナウィルス感染症の影響で様々な活動に自粛が掛かりました。センターさしろも同様でしたが主な活動を紹介します。次年度は、より一層活性化するためにクラブ紹介をする予定です。

① 館内清掃及び周辺除草作業

センターさしろ運営委員会の皆様が令和4年6月25日、利用クラブの皆様が12月18日に清掃・草刈りを行いました。参加者が一丸となって協力していただき、「清潔で安全なセンターづくり」を目標に活動できました。



② 大井ボランティアからの報告

大井ボランティアは、令和4年12月1日に配食サービスを行いました。令和元年は会員の手作りでお届けし、味付けに真心を加えて調理し美味しくできました。今回は感染予防のため市販弁当を配布しました。

大井ボランティアから、会員の募集についてお知らせします。私たちは寺崎地区を中心に活動をしています。一人暮らしの高齢者の方へふれあい弁当配布等をしています。私たちにご賛同いただけましたら、ご一緒に活動していただきたいです。



③ 女性学級からの報告



令和5年2月1日に生活習慣病予防料理教室研修会を開催しました。「量とバランスを意識した食事」を実践しましょう、を合い言葉に「1日3食、食事の栄養バランスを確認することから始めたいと考えました。

メニュー 主食：もち麦ご飯、主菜：揚げない鮭の南蛮漬け、副菜：小松菜と厚揚げのナムル、副々菜：きのこの減塩味噌汁

今回のメニューは免疫力を高めるための効果があります。感染症対策には、日頃からの健康管理が大切です。バランスのよい食事を心掛け免疫力を高めたいです。尚、12月の研修は、キムチづくりを行い試食を楽しみました。

④ 消費者トラブル講演会

令和4年12月18日に元寺崎公民館館長志村謙一氏をお迎えして、「だまされない消費者になるために」を演題に講演していただきました。消費者トラブルの現状、高齢者はどうして被害にあいやといいか、高齢者が抱える3つの不安、こんな相談、こんな手口にだまされない、等について映像で講演されました。



笠間市社会福祉協議会
寺崎支部

「しんこう会」だより

第14号-4